

## 「准会員」制度について

### ＜趣旨＞

生産設備、印刷工場をもっていない製版・印刷会社、企画会社等にも加入の門戸を開く（対応製品に該当するCTP出力機器および印刷機械を所有していない会社を対象とする）。

- ・会員企業へのアウトソーシングを絶対条件とすることで、会員の加入メリットを高める。
- ・現行の「協賛会員」と同じように考え、役員の被選挙権、ならびに選挙権、任命権はないものとする。

### 第7条（会員の種別）

#### (1) 正会員

この会の目的に賛同し、環境保護印刷マークの使用を認められた、自社内に印刷工場（生産設備）をもつ法人

#### (2) 准会員

この会の目的に賛同し、環境保護印刷マークの使用を認められた、自社内に印刷工場（生産設備）を有せず、かつ正会員企業への生産委託を誓約した法人

### ＜条件＞

会員の紹介(推薦)を必要とする。

- ・正会員企業が製作したことを条件に、その印刷物に当該会員会社の「マーク」掲載を認める(入会時に預かる「推薦書」をもって保証書＝マニフェスト＝に代える)。
- ・正会員企業以外の印刷会社に発注したときはマークを掲載しない旨を、約束してもらい「誓約書」(遵守規定収録)をとっておく。

### 第8条（入会）

この会に加入しようとする時は、認証申請書を提出したうえで理事会の承認を得なければならない。

2. ただし、准会員の場合は、会員の「推薦書」(紹介状)を添えるとともに、会員以外の印刷会社には生産を委託しない旨の「誓約書」を提出しなければならない。
3. 特別会員および名誉会員の場合は、入会の手続きを要しない。

### 第9条（入会金及び会費）

この会の正会員及び准会員は、入会金及び会費を支払わなくてはならない。

## <会費>

年25,000円（入会金は10,000円）

規約

第2条 准会員の会費は、年額金25,000円とする。

第4条 正会員・准会員・協賛会員の会費は、毎事業年度初めに1年分を1回徴収する。

## <特典>

- ・会社案内、社名看板、名刺、自社広告など、各種PR用印刷物への「マーク」使用を認める。  
ただし、登録番号(PIN No.)の使用は許されない。
- ・納品する印刷物には、生産を委託した正会員企業の登録番号付きの「マーク」を掲載できる。

## 【 マーク使用ルール 】 = 准会員における特約事項 =

### A. 印刷物

- ・外注先として契約した当会会員会社が製作した場合にかぎり、その印刷物に当該会員会社の登録番号(PIN No.)付き「マーク」を掲載することができる。
- ・その場合、入会の際の会員の「推薦書」および准会員自身の「誓約書」をもって、環境保護印刷がなされたことを保証する必要がある。
- ・会員会社以外に発注した印刷物については、「マーク」を掲載してはならない。

### B. 各種宣伝媒体

- ・会社の宣伝のための各種宣伝媒体に、自社の「マーク」(PIN No.付きでない専用マーク)を表示することは、本ルール規定に従う範囲で自由とする。